

認可地縁団体の手引き



富津市

目次

I 制度の概要

1	「地縁による団体」とは	・	・	・	・	・	1
2	地方自治法一部改正に至る経緯	・	・	・	・	・	1

Ⅱ 認可申請の手続き

1	申請できる団体	・	・	・	・	・	3
2	認可の要件	・	・	・	・	・	4
3	認可手続きの流れ	・	・	・	・	・	5
4	認可申請に必要な書類	・	・	・	・	・	6

Ⅲ 認可後の地縁団体

1	認可地縁団体の性質	・	・	・	・	・	9
2	税関係の手続きと納税義務について	・	・	・	・	・	10
3	不動産登記について	・	・	・	・	・	14
4	地縁団体台帳（認可地縁団体証明）について	・	・	・	・	・	14
5	印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について	・	・	・	・	・	14
6	告示事項変更手続きの流れ	・	・	・	・	・	15
7	規約変更手続きの流れ	・	・	・	・	・	16

IV 認可の取消と解散

1	認可の取消	・	・	・	・	・	18
2	認可地縁団体の解散	・	・	・	・	・	18

V 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について	・	・	19			
2	申請の要件	・	・	・	・	・	19
3	申請の流れ	・	・	・	・	・	20
4	特例適用の要件を満たしていることを 疎明するに足りる資料について	・	・	・	・	・	22

様式集及び参考集

【様式集】

認可申請書	・	・	・	・	・	25
自治会規約例	・	・	・	・	・	26
総会議事録例	・	・	・	・	・	33
構成員名簿	・	・	・	・	・	34
保有資産目録	・	・	・	・	・	35
保有予定資産目録	・	・	・	・	・	36
承諾書	・	・	・	・	・	37
代表者の職務執行停止の停止等の有無について	・	・	・	・	・	38
認可地縁団体証明書交付請求書	・	・	・	・	・	39
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	・	・	・	・	・	40
委任状（見本）	・	・	・	・	・	41

【参考集】

認可地縁団体規約（例）と解説	・	・	・	・	・	43
地方自治法（一部抜粋）	・	・	・	・	・	55
富津市認可地縁団体印鑑条例	・	・	・	・	・	65
富津市認可地縁団体印鑑条例施行規則	・	・	・	・	・	70

I 制度の概要

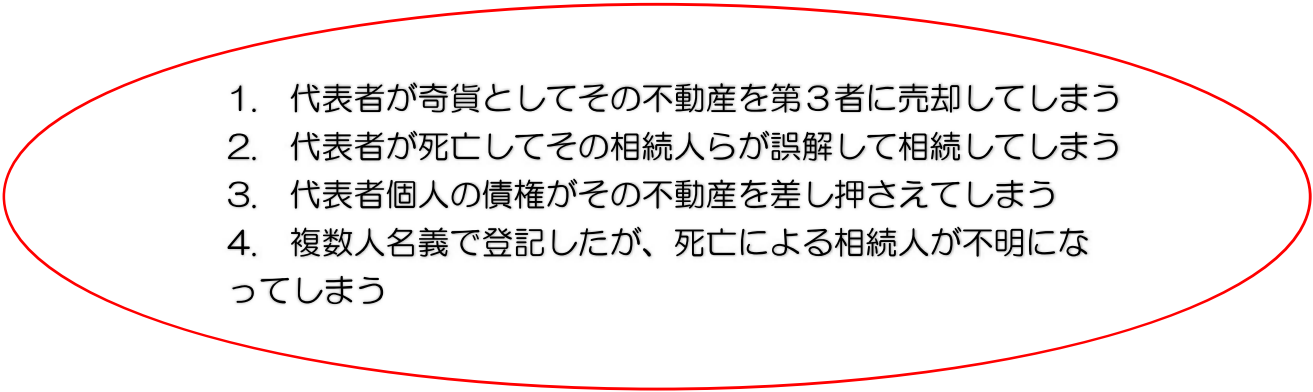
1 「地縁による団体」とは

「地縁による団体」とは「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第 260 条の 2 第 1 項）と定義されており、一定の地域に住所を有することのみを構成員の資格としています。

したがって、自治区や自治会のように、区域に住所を有する人は誰でも構成員になることができ、良好な地域社会の維持・形成を目的として、住民の自主性により組織された団体は、原則として地域による団体であると考えられます。

2 地方自治法一部改正に至る経緯

地縁による団体は、従来、法律上はいわゆる「権利能力なき社団」として位置づけられており、不動産等の資産を保有している場合、団体名義では登記することができませんでした。そのため、代表者個人の名義や住民複数の名義による登記を行うほかなく、資産管理の面で、次のような問題が生じる恐れがありました。

- 
1. 代表者が奇貨としてその不動産を第3者に売却してしまう
 2. 代表者が死亡してその相続人らが誤解して相続してしまう
 3. 代表者個人の債権がその不動産を差し押さえてしまう
 4. 複数人名義で登記したが、死亡による相続人が不明になってしまう

こうした問題に対処するために、地方自治法の一部を改正する法律（平成 3 年 4 月 2 日交付施行）において、「地縁による団体が一定の手続きの下に法人格を取得できる」規定が盛り込まれました。

地縁による団体が一定の手続きを行い、市の認可・告示を受けることで、法人格を取得することができ、団体名義で不動産登記をすることができるようになります。

このように、市の認可により法人格を取得した地縁による団体のことを「認可地縁団体」といいます。

Ⅱ 認可申請の手続き

1 申請できる団体

地方自治法において、法人格付与の対象となるのは「地縁による団体」に限られます。以下のような団体については「地縁による団体」には該当しないため、申請を行うことができません。

申請できない団体	具体例
■特定の目的の活動だけを行う団体	・スポーツや趣味の同好会 ・伝統芸能保存会 ・環境保全団体 ・・・等
■住所以外に「年齢」「性別」などの加入要件がある団体	・高齢者クラブ ・青年会 ・女性会 ・・・等

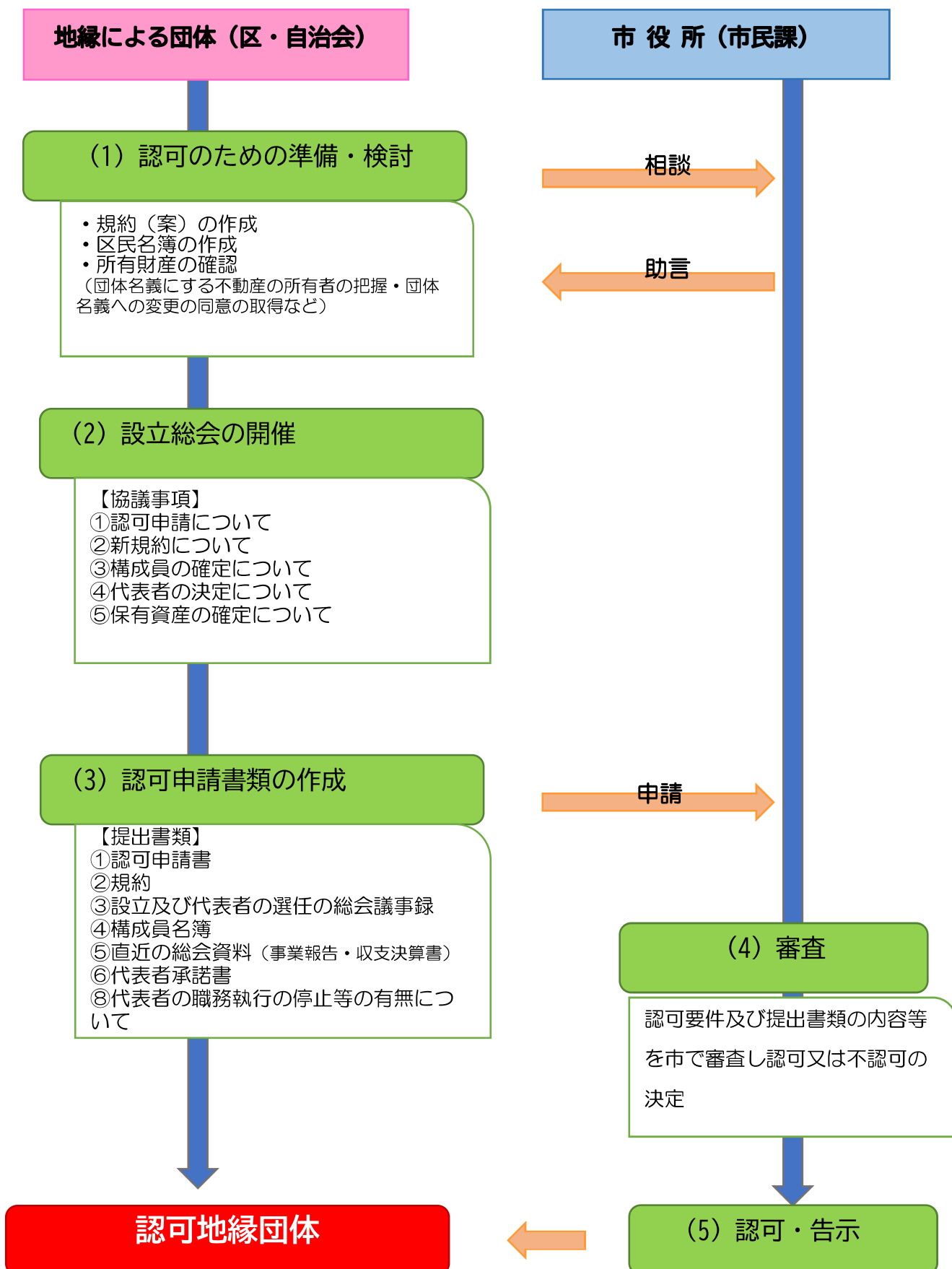
また、これまでは認可の目的は、法人格を得ることにより、団体名義で不動産登記をすることができるようにすることにあるため、現に不動産等を「保有している」もしくは「近い将来確実に保有する予定」であることが申請する際の必要な要件とされていましたが、現在は、認可の目的については不動産等の所有を前提としないものに見直されており、令和3年11月26日から、地縁による団体は「地域的な共同活動を円滑に行うこと」を目的として、認可を受けることができるようになりました。

2 認可の要件

次のA～Dの4項目が認可の要件となります。（地方自治法第260条の2第2項各号）なお、認可後にこれらの要件を満たさなくなった場合は、認可の取消になります。

項目	要件
A 目的	良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動（住民相互の連絡・環境の整備・集会施設の維持管理など）を行うことを活動の目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。 ①広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とすることが、規約に明記されていることが必要です。 ②地域的な共同活動については、総会資料等で確認します。
B 区域	団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 ①当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の状況によらなければなりません。
C 構成員	団体の区域に住所を有するすべての個人は、その構成員になることができるものとし、現にその相当数が構成員となっていること。 ①区域に住所を有するすべての個人が構成員になれることが構成員名簿で確認できる事が必要です。 ②相当数のものが現に構成員になっていることが、構成員名簿で確認できることが必要です。 ③「すべての個人」とは、年齢・性別等を問わず、その区域に住所を有する個人すべてを指します。 ④「相当数の者」とは、区域住民の過半数とします。
D 規約	以下8つの事項が定められていること。 ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

3 認可手続きの流れ



4 認可申請に必要な書類等

申請する際に必要な書類については、以下の点に注意してください。

□認可申請書

□規約

地方自治法第260条の2第3項に定める8つの事項がすべて記載されていることが必要です。

①目的

特定の活動のみを目的とするのではなく、「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが目的」である旨を明記することが必要です。

②名称

団体の正式名称を記載してください。特に制限はありませんが、「〇〇区」、「〇〇自治会」といった名称でよいと解されています。

③区域

その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていることが必要です。

④事務所の所在地

団体の事務所の所在地は1か所に限ります。規約には地番による明記のほか、「代表者の自宅に置く」、「〇〇集会所に置く」と明記しても構いません。

⑤構成員の資格に関する事項

区域内に住所を有するすべての個人すべてが、団体の構成員になり得ること、正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを、必ず定めなければなりません。

⑥代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事項を明記することが必要です。

また、役員の任務分掌なども規約に規定するのが望ましいです。

⑦会議に関する事項

通常総会、臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項を明記する必要があります。

また、役員の選出方法、事業計画、会費徴収、予算決算、規約の改正等についても規定することが望ましいです。表決権については特に注意する必要があります。原則的に表決権は平等（会員個人で 1 票）である必要があります。しかし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが、沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的である場合には、表決権を世帯単位に平等なもの（世帯単位で 1 票）としてもいいとされています。

ただし、規約の変更、財産の処分などの重要事項については構成員個人で 1 票の表決権になります。

⑧資産に関する事項

固定資産、流動資産を問わず、すべての資産の構成等を定めておく必要がありますので、財産目録を作成してください。なお、規約には「資産の構成は別に定める財産目録による」とすることも可能です。

□総会議事録

認可を申請することについて、総会で正式に議決したことを確認しますので、以下の議題について審議、承認され、議長及び議事録署名人の署名のある総会議事録（写しで可）を提出してください。（※規約で「署名捺印が必要」と規定している場合は、署名と押印の両方が必要です。

協議事項

- ①認可地縁団体許可申請について
- ②新規約について
- ③構成員の確定について
- ④代表者の決定について
- ⑤保有資産の確定について

□構成員名簿

区域内に住所を有するすべての個人が構成員になることができる必要であり、その相当数の者が現に構成員となっていることが必要です。設立時の構成員全員の氏名、住所が記載された名簿を提出してください。（名前と住所の記載があれば、既存の区民名簿でも可

□直近の総会資料（事業計画書及び収支予算書）

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを現に行っていることを確認します。

□代表者承諾書

申請者を代表者として選出する旨を決定したことは、総会議事録で確認しますので、申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書（申請者本人の署名があるもの）を提出してください。

□代表者の職務執行の停止等の有無について

裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達成するために行う処分です。仮処分命令とは、権利関係に争いがあるために現在の危険や不安を取り除きたい場合は、裁判所に対して裁判手続が終了するまでの間、仮の措置を定めることを求めることができます。

例えば、被害者自らが平穏に生活する利益を守るため、加害者に面談禁止を求めようとする場合、正式な裁判手続にはある程度時間がかかることから、その間にも平穏に生活する利益が侵害され続けることが考えられます。このようなことを防ぐため、仮処分命令の制度があります。該当のない団体は「無」の番号に○をしてください。

Ⅲ 認可後の地縁団体

1 認可地縁団体の性質

認可を受けた地縁による団体は、法的な位置づけが変わり、権利能力や義務を有することになりますが、従来の区・自治会活動等はまったく変わりません。従って認可を受けた区・自治会と市との関係などについても基本的に変わりません。

権利	■団体名義での資産登記 - 不動産をはじめとする資産の登記が可能になります。ただし、登記には費用が掛かります。 (登録免許税・司法書士に依頼した場合の報酬等) ■団体名義での法律行為 - 団体名義で契約をはじめとする法律行為の主体になうことができます。
義務	■税関係の手続きと納税義務 - 法人の設立に関する届出を県税事務所、市役所課税課に提出しなければなりません。 - 法人としての納税義務が発生します。ただし、収益事業を行わない場合には、登録免許税を除き減免となる可能性があります。 ■告示事項の変更手続き - 代表者や主たる事務所の所在地が変わったときなど、告示されている内容について変更があった場合は市へ届出が必要となります。 ■規約の変更手続き - 団体の名称や区域など、規約の内容を変更する場合には、市の認可が必要となります。事前に市民課に相談の上、市の認可を受けてください。 ■財産目録、構成員名簿の作成と備え置き - 財産目録 認可時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置いてください。 - 構成員名簿 構成員の変更があるごとに必要な変更をしてください。 なお、認可申請時以外は市への報告・提出は不要です。 ■総会開催の義務 - 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、通常総会を開いてください。

2 税関係の手続きと納税義務について

★富津市税条例（法人市民税）の規定との関係

市税条例第31条第2項の表（参考2）の、第1号アに該当し、年額5万円の法人市民税均等割が課されます（申請による減免措置があります。）。

なお、当法人が収益事業を行う場合には法人市民税均等割と税割（所得割）が課されます（減免措置はありません。）。

・地縁団体は地方税法第294条第7項に規定する公益法人等に該当します。（アの法人に該当。）

・地方税法第296第1項の規定により均等割を課することができない法人には該当しません。（アの法人の範囲からは除外されない。）

【参考1】

※法人税法第2条第6号の公益法人等（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁団体）は、収益事業を行うことから生じた所得以外の所得については、法人税は課されませんが、同号の法人のすべてが市民税の非課税法人となるものではありません。法人税法第2条第6号の法人のうち地方税法第296第1項第2号に掲げる者以外のものについては、収益事業を行うかどうかにかかわらず均等割が課されます。また、この法人が収益事業を行う場合には、法人税が課税され、法人税割も課されることとなります。

【参考2：富津市税条例第31条第2項の表（抄）】

ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）

1 法人市民税

市役所課税課へ届出（法人等設立等報告書・減免申請）が必要です。登録団体の長へ申告納付等の関係書類が4月中旬頃に送付されますので、収益事業をしない場合の減免申請は納期限（原則4月30日。当日が土日祝日の場合は次の開庁日。以下同じ。）までに行う必要があります。

収益事業を行う場合は、均等割額を納期限までに申告納付しなければなりません。

〔富津市課税課市民税係 電話80-1241〕

2 固定資産税

市役所課税課へ届出（減免申請）が必要です。4月中旬頃に納付書が送付されますので、納期限（原則4月30日。当日が土日祝日の場合は次の開庁日。）までに減免申請を行う必要があります。

なお、収益事業をしない場合であっても、用途により課税対象となる場合があります。

〔富津市課税課資産税係 電話80-1242〕

3 法人県民税・法人事業税

認可地縁団体設立から1か月以内に木更津県税事務所へ届出（法人等設立等報告書など）が必要です。

〔木更津県税事務所 電話0438-25-1110〕

4 不動産取得税

登記から約半年後に県税事務所から通知が届きますので、必要な手続きを行ってください。

〔木更津県税事務所 電話0438-25-1110〕

5 法人税

(1) 収益事業をしない場合 ⇒ 手続きの必要はありません。

(2) 収益事業を行う場合 ⇒ 木更津税務署へ届出が必要です。

〔木更津税務署 電話0438-23-6161〕

6 登録免許税

登記の際に登録免許税が課税されます。

〔千葉地方法務局木更津支局 電話0438-22-2531〕

認可地縁団体にかかる税金

税の種類		認可地縁団体の許可を受けた法人	
		収益事業をしない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割（年5万円）のみ課税 減免措置	均等割（年5万円）と 税割 課税
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 減免措置	固定資産税の評価額で課税 課税
県税	法人県民税	均等割（年2万円）のみ課税 減免措置	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免措置	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

【収益事業とは】

収益事業とは、販売業や製造業など法人税法に規定されている事業（※１）をさし、継続して事務所等を設けて営まれる（※２）ものをいいます。大部分の社会通念上の営業行為が含まれます。

収益事業にあたるかどうか疑問がある事業内容については、木更津税務署の法人課税部門へお問い合わせください。

（※１）法人税法上の収益事業

（１）物品販売業、（２）不動産販売業、（３）金銭貸付業、（４）物品貸付業、（５）不動産貸付業、（６）製造業、（７）通信業、（８）運送業、（９）倉庫業、（１０）請負業、（１１）印刷業、（１２）出版業、（１３）写真業、（１４）席貸業、（１５）旅館業、（１６）料理飲、食業、（１７）周旋業、（１８）代理業、（１９）仲立業（２０）問屋業、（２１）鉱業、（２２）土石採取業、（２３）浴場業、（２４）理容業、（２５）美容業、（２６）興行業、（２７）遊技所業、（２８）遊覧所業、（２９）医療保健業、（３０）技芸・学力教授業、（３１）駐車場業、（３２）信用保証業、（３３）無体財産権の提供業

（※２）『継続して営まれること』に該当するかどうかについては、土地の造成や分譲、全集または事典の出版などのように通常一つの事業計画に基づく事業の遂行に相当期間を要するもの、海水浴場の席貸しなどまたは縁日における物品販売のように、通常相当期間にわたって継続して行われるもの、または定期的、もしくは不定期に反復して行われるものも継続して営まれていると判断されます。

また、『事務所等を設けて営まれること』には、店などを設けない移動販売・委託販売なども含まれます。

3 不動産登記について

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、法務局（千葉地方法務局木更津支局）での手続きが必要となります。

不動産登記をする際に必要となる「地縁団体台帳（認可地縁団体証明書）」と「印鑑登録証明書」は市役所で交付しておりますが、別途、法務局が定める書類については法務局へ確認してください。

千葉地方法務局木更津支局

〒292-0057 木更津市東中央 3-1-7 ☎0438-22-2531

4 地縁団体台帳（認可地縁団体証明）について

不動産登記をする際には、地縁団体台帳（認可地縁団体証明）が必要となります。

■地縁団体台帳（認可地縁団体証明）の発行

< 窓 口 > 市民課

< 手 数 料 > 1 通 300 円

< 必要なもの > 認可地縁団体証明書交付請求書

5 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について

認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。また、不動産登記をする際は、印鑑登録証明書が必要となります。

■団体名義の印鑑登録・・・代表者本人が手続きを行ってください。

< 窓 口 > 市民課

< 手 数 料 > 無料

< 必要なもの > ・ 認可地縁団体登録申請書（窓口で記入）
・ 地縁団体として登録する印鑑（団体印）

- ・代表者個人の登録印（代表者の実印）
- ・代表者個人の印鑑登録証（緑色の手帳）
- ・代表者個人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）

ど）

＜印鑑登録できない印＞

- ・認可地縁団体の名称を表していないもの
- ・ゴム印その他印鑑でその形態が変形しやすいもの
- ・印影の大きさが、1 辺の長さ

■認可地縁団体印鑑登録証明書の発行

＜ 窓 口 ＞市民課

＜手 数 料＞ 1 通 300 円

- ＜必要なもの＞
- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（窓口で記入）
 - ・地縁団体として登録した印鑑（団体印）
 - ・申請者個人の印鑑（手続きをする人）
 - ・委任状（代理人が申請する場合）

6 告示事項変更手続きの流れ

代表者や主たる事務所の所在地が変わったときなど、告示されている内容に変更があった場合は、市への届出が必要になります。

（１）総会による決議

各認可地縁団体の規約に定めるところにより総会を開催し、代表者等の変更についての議決を行ってください。

（２）告示事項変更届書の提出

市民課へ以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①告示事項変更届出書
- ②承諾書
- ③総会資料

④総会の議事録

※変更のあった項目について議決されたことがわかるもので、議長及び規約に定める和の議事録署名人の署名があること（規約に「署名捺印が必要」と規定している場合は、署名と捺印の両方が必要です。）

（３）告示事項変更の告示

市民課にて告示事項変更届の告示手続きを行ったのち、告示事項の変更手続きが完了した旨の通知を送付します。

７ 規約変更手続きの流れ

規約の内容を変更する場合には、事前に市民課に相談のうえ、市の認可を受けてください。なお、規約の内容のうち、「団体の名称」「事務所の所在地」「区域」「規約に定める目的」を変更した場合は、告示事項変更手続きを一緒に行ってください。

（１）事前連絡

各認可地縁団体の規約の変更を行う場合は、変更する内容について市民課へ事前にご相談ください。

（２）総会による決議

各認可地縁団体の規約の定めるところにより総会を開催し、規約の変更についての議決を行ってください。なお、規約の変更にあたっては、総構成員の４分の３以上（規約で別に定めている場合は定めによる）の賛成が必要になります。

※規約変更など、重要事項の議決に関する人数要件を変更することはできませんが、少数の会員の意思により決することのないよう、慎重に判断してください。

（３）規約変更許可申請書の提出

市民課に以下の書類を提出してください。

【提出書類】

①規約変更認可申請書

②新規約

③規約の変更箇所がわかる書類（新旧対象表など）

④規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録）

※議事録には議決されたことがわかるもので、議長及び規約に定める和の議事録署名人の署名があること（規約に「署名捺印が必要」と規定している場合は、署名と捺印の両方が必要です。）

Ⅳ 許可の取り消しと解散

1 認可の取消

次の事項に該当する場合は、認可が取り消されます。

- ①地方自治法第260条の2第2項各号に掲げられた4つの認可要件のいずれかを欠くこととなったとき
- ②不当な手段により認可を受けたとき

2 認可地縁団体の解散

次の事項に該当する場合は、認可地縁団体は解散となります。

- ①規約で定めた解散事由が発生したとき
 - ②破産手続き開始の決定
 - ③認可が取り消されたとき
 - ④総会において、総構成員4分の3以上（規約で別に定めている場合は定めによる）の賛成で解散することが決議されたとき
 - ⑤「相当数」（区民の過半数）の者が構成員となっていると認められなくなったとき
- ※破産・解散及び清算については、裁判所の監督の下に所定の手続きを進めることとなります。

V 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

平成27年4月1日に施行された地方自治法の一部改正により、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、登記名義人やその相続人のすべて又は一部の所在が知れない場合に、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存または移転の登記申請を行うことができるようにすることができるとの特例制度が設けられました。

2 申請の要件

認可地縁団体が所有する不動産に係る特例制度を利用する場合は次の4つの要件を満たす必要があり、これらの要件を満たしていることを疎明するに足りる資料の提出が必要です。

- ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつての構成員であった者であること。
- ④当該不動産の登記関係者（表題部所有者・所有権の登記名義人・これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

3 申請の流れ

(1) 事前準備

書類の作成等について事前に市民課へご相談ください。

(2) 総会の開催

各認可地縁団体の規約に定めるところにより総会を開催し、以下の議決を行ってください。

協議事項

- ・ 申請不動産の所有に至った経緯についての議決
(保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がなかった場合)

(3) 申請

地縁団体がその所有する不動産についてこの特例の適用を受ける場合には、以下の書類を市民課へ提出してください。

【提出書類】

- ①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- ②所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ③特例適用を申請する旨の議決が確認できる総会議事録
※令和3年の法改正前に認可された団体においては、総会議事録に代えて認可申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録等によって証することができる。
- ④申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤特例を受けるための一定要件を満たしていることを疎明するに足りる資料

(4) 審査

書類の内容について市民課で審査します。

(5) 公告

当該申請に係る不動産が登記の特例の適用を受けるための要件を満たしていることを確認できた場合、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることに意義のある者は、当該市町村長に異議を述べるべき旨を3ヶ月以上公告する。

【公告する事項】

- ①第260条の38第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ②申請様式に記載された申請不動産に関する事項
- ③申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明できる者であること
- ④異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

(6) 情報提供

公告をした結果、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることに異議を述べるものが現れなかった場合に、市は関係者の承諾があったものとみなし、認可地縁団体に公告をしたこと及び登記関係者が当該期間内に異議を述べなかったことを証する情報を提供します。認可地縁団体は、この情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記を申請することができるようになります。

！異議を述べるものが現れた場合！

不動産の登記関係者（表題部所有者・所有者の登記名義人・これらの相続人）や不動産の所有権を有することを疎明する者が異議を述べた場合は、公告による手続きは中止となります。

市は、認可地縁団体に異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由等を通知しますので、認可地縁団体は異議を述べた当該者との協議を行うことが可能になります。

4 特例適用の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料について

認可地縁団体が所有する不動産について、この特例の適用を受けるために一定の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料については、次のとおりです。

★★4つの要件を満たしていることを疎明するに足りる資料の具体例★★

(1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

(2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

①申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書

②上記①のほか、

- ・ 公共料金の支払い領収書
- ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・ 旧土地台帳の写し
- ・ 固定資産税の納税証明書
- ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

③上記②の資料が入手困難な場合、入手が困難であった理由を記した書面（理由書）を提出するほかに、

- ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者（以下精通者等という。）の証言を記載した書面
- ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を有する写真 等

(3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつての当該認可地縁団体の構成員であった者であること

①下記の書類

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 市町村が保管する地縁団体台帳
- ・ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等

②上記①の資料が入手困難な場合、入手が困難であった理由を記した書面（理由書）を提出するほかに

- ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが認可地縁団体の構成員又はかつて当該地縁団体の構成員であったものであることについて、申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記した書面

(4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

①下記の書類

- ・ 登記記録上の住所の属する市町村の長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到着であった旨を証明する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面 等

※登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足る資料が添付できれば当該要件を満たすことになります。

この場合、所在が判明している登記関係者には、特例制度を行うことについて、事前に同意を得ておくことが望ましいです。

様式集

年 月 日

富津市長 様

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び所在地

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

〇〇〇自治会（町内会）規約（会則）【例】

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 所有する資産の管理及び運営
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（名称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、富津市△△△番地×から××番地□□までの区域とする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、千葉県富津市△△△番地×に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号の1に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 本人より退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他役員 ○人
- (4) 監事 ○人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認められるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決権等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当る。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が決議されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後〇ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ富津市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(顧問及び相談役)

第40条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員会等)

第41条 第1条の目的を達成するため必要がある場合は、役員会の承認を得て、委員会を設置して活動することができる。

(会費の納入)

第42条 会費の納入は、〇〇日までに〇〇に納入するものとする。

(委 任)

第43条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、富津市が、本会を地方自治法第260条の2に規定する団体として認可した日から施行する
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。

富津市〇〇〇区（会）総会議事録

1. 開催の日時及び場所 〇〇年〇〇月〇〇日 午前(午後)〇〇時開会
富津市〇〇〇区（会）集会所

2. 構成員開催日現在総数及び総会出席者 総数 〇〇〇人
出席者 〇〇〇人
委任状提出者 〇〇〇人

3. 開催目的並びに審議事項及び議決事項等について

目的 〇〇〇区の地縁よる団体の認可申請を行うことに関する諸事項について
議決する。

総会次第

- (1) 開会 〇〇区(会)長
- (2) 議長の選出 〇〇氏
- (3) 議事録署名人の選出 〇〇氏、〇〇氏
- (4) 議事の経過とその結果

第1号議案 〇〇〇区の地縁よる団体の認可申請を行うことについて
—議事の様子を記載—
第1号議案は、出席者の全員をもって、提案のとおり可決した。

第2号議案 〇〇〇区（会）規約制定（変更）について
—議事の様子を記載—
第2号議案は、出席者の全員をもって、提案のとおり可決した。

第3号議案 〇〇〇を〇〇〇区（会）の代表とすることについて
—議事の様子を記載—
第3号議案は、出席者の全員をもって、〇〇〇氏に決定した。

上記は、 〇〇年〇〇月〇〇日開催の〇〇〇区（会）総会議事録であることを
証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 〇〇〇〇〇〇 ⑩

議事録署名人 〇〇〇〇〇〇 ⑩

議事録署名人 〇〇〇〇〇〇 ⑩

構 成 員 名 簿

〇〇〇区(会)

番号	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			
1 1			
1 2			
1 3			
1 4			
1 5			
1 6			
1 7			
1 8			
1 9			
2 0			

保有資産目録

団体の名称

令和 年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

イ 土地

地 目	延 床 面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

保有予定資産目録

団体の名称

令和 年 月 日現在

1 不動産

不動産 の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の 相手方	保有予定不動産の 所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期

承 諾 書

私は、 年 月 日の総会の議決に従い、 区の代表者
となることを承諾します。

令和 年 月 日

住 所 富津市

氏 名

生年月日

令和 年 月 日

富津市長

あて

団 体 名

代表者名

代表者の職務執行の停止等の有無について

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無 有 ・ 無

2 裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無 有 ・ 無

3 代理人の有無 有 ・ 無

別紙 1

令和 年 月 日

富津市長 高 橋 恭 市 様

請求者 住所

氏名

認可地縁団体証明書交付請求書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 2 項の規定により、下記の認可地縁団体の告示された事項に関する証明書の交付を請求します。

記

告示事項の証明を求める認可地縁団体の名称等

団 体 の 名 称

事務所の所在地

令和 年 月 日

認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所 の所在地			
(資格) 氏名	(代表者)	生年月日	

1 本人 住所
申請者
2 代理人 氏名

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 「(資格) 氏名」欄の () には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記載の上、押印してください。

見 本

委 任 状

委任する手続き等の内容を
具体的に記入してください。

代理人 住 所 窓口に来られる方の住所
氏 名 窓口に来られる方の氏名
生年月日 窓口に来られる方の生年月日

上記の者が、私が代表者となっている〇〇区の認可地縁団体印鑑登録証明書

● 通 の申請及び受領に関する一切の手続きをすることを委任します。

年 月 日

本 人 住 所 代表者の住所
氏 名 代表者の名前
生年月日 代表者の生年月日

富津市長 様

※この委任状は、書き方の見本です。

委 任 状

代理人 住 所
氏 名
生年月日

上記の者が、私が代表者となっている中区自治会の認可地縁団体印鑑登録証明書 通 の申請及び受領に関する一切の手続きをすることを委任します。

年 月 日

本 人 住 所
氏 名
生年月日

富津市長 様

参考集

認可地縁団体規約（例）と解説

規約の例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したものに過ぎないので、各地縁団体で規約作成にあたっては、規約礼及び解説を参考としながら各地縁団体の実情に合った規約を作成することが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。

①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

【用語解説】 法・・・地方自治法 規則・・・地方自治法施行規則

〇〇区（自治会）規約（会則）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）回覧板の回付等地域内の住民相互の連絡
- （2）美化・清掃等区内の環境の整備
- （3）集会施設の維持管理
- （4）共有財産の維持管理
- （5）その他目標達成に必要な事項

【解説】地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うためのものである必要があります。この目的の範囲内において団体は、権利義務を有することとなるので、活動内容を具体的に記載してください。

（名称）

第 2 条 本会は、〇〇自治会と称する。

【解説】 「名称」は、規約で必ず規定しなければなりません。（法第 260 条の 2 第 3 項第 2 号）法上、団体の名称についての制限はありませんので、「〇〇自治会」「〇〇区」といった名称で差し支えないと考えられます。

(区域)

第3条 本会の区域は、富津市〇〇字〇〇の一部の区域とする。

【解説】 「区域」は、規約で必ず規定しなければなりません。(法第260条の2第3項第3号)

地縁による団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により明記されることが最も望ましいです。

また、河川や道路等による区域の表示も区域内の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されるものと考えます。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、富津市〇〇番地〇〇の〇〇公民館に置く。

【解説】 事務所の所在地とは、団体について、1を限りとして設けられた事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。事務所の所在地については、区長の住所又は集会施設の所在地とするのが一般的です。具体的な地番で定めることのほか、「本会の事務所は、区長の自宅に置く。」という規定も可能と考えられます。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 会員は世帯単位で代表者を定めることができる。

※第5条に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

【解説】 「構成員の資格に関する事項」として、会員の資格を規定しなければなりません。

(法第260条の2第3項第5号)。

①区域に住居を有する個人がすべて地縁団体の構成員となることができること。

②正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒んではないこと。

地縁による団体の構成員は、「当該団体の区域内に住所を有する個人」に限られています。したがって、当該区域外の住民、区域内に住所を有する法人・組合等の団体は、構成員になることができません。ただし、当該区域外に住所を有する個人等が、規約上「構成員」でなくとも、事実上の「構成員」として活動することが否定されるものではない(規約上では「賛助会員」、「準会員」等の名称を付すことは妨げない。)と解されていますので、表決権等は有しないものの、活動の賛助等の形で団体に参加することは可能と考えられます。

(②については第7条第2項に規定しています。)

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【解説】 会費は、会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は、第36条に定まる決議事項となりますので、上記のように定めて、年1回の通常総会で年度ごとに定めることが適当と考えられます。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を区長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

【解説】 この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。書式は、入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。「構成員の資格に関する事項」として、会員の資格を規定しなければなりません。(法第260条の2第3項第5号)。

①区域に住所を有する個人がすべて地縁団体の構成員となることができること。

②正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないこと。

「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また法第260条の2第2項第3号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合をいうものですが、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られると考えられます。(①については第5条に規定しています。)

<参考>

法第260条の2(略)2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が区長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

【解説】退会に関しても入会手続きと同様に、本人の退会の意思が確認できるものである必要がありますが、退会について本人の意思に制約を加えることは、認められません。

第3章 役員

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 区 長 1人
- (2) 区長代理 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監 事 〇人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と区長、区長代理及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 区長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 区長代理は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 区長、区長代理及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

【解説】地縁による団体については、法第260条の5で「認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない」とされており、法第260条の11及び第260条の12で監事についても規定されています。したがって、代表者（区長）1人を必ず選出する必要があり、また、1人又は複数人の監事を置くことが適当です。このように認可地縁団体の代表権は、代表者（区長）1人に帰属するものと法律上定められていますので、監事の他に役員を置かず、区長を欠くことになった場合には、ただちに総会で区長を選任する旨を規約に定めることも考えられます。しかしながら、上記のように、区長が不慮の事故等により職務を行

うことができなくなった場合になどに備えて、区長代理を置くことが望ましいといえます。

その他の役員は、区長及び区長代理とともに役員会を構成しますが、その他の役員の中から「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。その場合には、役員についての職務を明らかにしておくのが適当と考えられます。なお、役員の選任は総会において行うことが適当であり、監事については、会務の執行を監査する役職上、区長・区長代理及びその他の役員と兼職することは避ける必要があります。

（役員の任期）

第12条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【解説】役員の任期は、法に規定はありませんが、数か月といった短いものでは、事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりにも長期にわたるのも弊害を生じるおそれがあります。また、事務執行上支障が生じないように、本条第3項の規定を置くことが望ましいです。

第4章 総会

（総会の種別）

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（総会の構成）

第14条 総会は、会員をもって構成する。

（総会の機能）

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

【解説】総会は、地縁団体の運営事項のうち、役員会等に委任したもの以外全ての事項について決議できます。代表者の選出、規約の変更、解散の決議、解散時の残余財産の処分等、法律上総会の権限とされているものについては、規約をもってしてもほかに委任することはできません。

≪「この規約に定める」総会の決議事項≫

①会費額の決定[第6条] ②役員の選出[第10条] ③資産の処分[第31条]

④事業計画及び予算[第33条] ⑤事業報告及び決算[第34条] ⑥規約の変更[第36条]

⑦解散の決議[第37条] ⑧解散時の残余財産の処分[第38条]⑨（細則）委任の決議[第40条]

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後1箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 区長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【解説】総会は、法第260条の13により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。

また、法第260条の14第1項に該当する場合は、臨時総会を開催することができ、第2項に該当する場合は、臨時総会を開催しなければなりません。

＜参考＞法第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第17条 総会は、区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに通知しなければならない。

【解説】総会の開催権限は区長が有しますが、第16条第2項第2号及び第3号に定める会員からの開催請求及び監事による開催請求があったときは、総会を招集する必要があります。総会招集の通知は、法第260条の15に規定されているとおり、総会開催の5日前までに行います。

＜参考＞法第260条の15

認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、区長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(総会の決議)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○

(2) ××××××××

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 世帯の代表会員が出席の場合は、第19条及び第20条の規定の適用については、その世帯の会員は出席したものとみなす。

【解説】総会の議長は、表決権を行使することになるため、出席した会員の中から選出する必要があります。(区長は会員の中から選任されていますので、上記のように規定しています。)区長以外の会員を議長とする団体にあつては「総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。」と定めることも可能です。総会の定足数、決議に要する会員数については、法に規定されていませんが、上記のように定めることが適当であると考えられます。特定の重要事項について、決議数を「出席した会員の4分の3以上」や「3分の2以上」などと規定することも可能です。

表決権は、会員は1箇の表決権(1人1票)を有することが原則です。しかし従来の自治会活動は、世帯単位で表決権を有する運営が行われています。そうしたことを勘案して、第21条第2項の規定(特定事項について世帯の表決権を1票とすること)を設けることは可能です。ただし、規約の変更、財産処分及び解散のような重要事項については認められないと解され、規約に定めることとなる事項(代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等)についての決定も規約の変更となるため、同項の適用は認められないと解されます。

また、代表者や監事の選任も、同項を適用することは適当とは考えられません。

なお、総会に出席しない会員は、書面又は電磁的方法で、又は代理人によって表決をすることができま
すから(法第260条の18第2項)、総会の定足数及び決議に要する会員数については、会員数が極めて多

数の場合であっても総会を開催し、決議を行うことが可能とするように、第22条の規定のように、書面又は電磁的方法による表決を行った会員、及び委任により代理表決を行った会員も含める旨の規定を設けることが望ましいといえます。

この場合における電磁的方法による表決とは、例えば電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等が考えられます。

（総会の議事録）

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1）日時及び場所
- （2）会員の現在数及び出席数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- （3）開催目的、審議事項及び議決事項
- （4）議事の経過の概要及びその結果
- （5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

【解説】総会が有効に成立し、かつ、有効に議決されたことを証明することが、告示事項の変更の届出、規約変更の認可申請を市にする場合などに求められることから、上記のとおり、議事録を作成する必要があることを規約に定めておくべきです。

第5章 役員会

（役員会の構成）

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- （1）総会に付議すべき事項
- （2）総会の議決した事項の執行に関する事項
- （3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第26条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

2 区長は、役員会の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から7日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示して、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、区長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは、「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

【解説】地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当であると考えられます。なお、役員会のメンバーは、監事を除く役員とし、監事は、会務の執行を監視する職務上、役員会には参画しないようにする必要があります。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

【解説】法人格を取得する目的が不動産等の資産を保有することであるため、規約に全ての資産を規定する必要があります。保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能ですが、第29条第1号のように「別に定める財産目録記載の資産」とするほうが簡便と考えられます。なお、「財産目録」は、法第260条の4に基づき設立時及び毎年（年度）初3箇月以内に作成することとなっています。

<参考>法第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれを主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

（資産の管理）

第30条 本会の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の決議によりこれを定める。

（資産の処分）

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の決議を要する。

（経費の支弁）

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

【解説】資産を管理し、経費を支弁することは、役員会の定める方法により区長が行うとするのが適当ですが、不動産等の会の活動上重要な固定資産等の処分には、総会の決議を要すると規定する必要があります。このため、第31条のように定め、総会において、処分にに関する決議を要する資産を決定しておくことが適当です。

（事業計画及び予算）

第33条 本会の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において決議されていない場合には、区長は、総会において予算が決議される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第34条 本会の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

【解説】事業計画・事業報告及び予算・決算は、地縁団体にとって重要な事項なので、総会の決議又は承認を得る必要があります。

また、財産目録は、法第260条の4により、認可を受ける時及び毎年度末に作成しなければならないこととされています。財産目録も、事業計画・事業報告、予算・決算と併せて、総会に諮る必要があります。ただし、事業計画及び予算の決議を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには、通常総会を2回行わなくてはなりません。年度開始前に総会を開催して事業計画及び予算の決議を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が決議される日までの間は予算がないこととなりますので、第33条第2項のように定めておくことが実務上適当と考えられます。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

【解説】会計年度の定め方には、特に制限はありません。一般的には上記記載のように1月1日からその年の12月31日までとか、4月1日から翌年3月31日までとする例が多いと思われます。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の決議を得、かつ、富津市長の認可を受けなければ変更することはできない。

【解説】本条は、法第260条の3に基づくものであり、規約の変更は総会の専権事項となっています。また、法施行規則第22条に定める「規約変更認可申請書」により市長の認可を要するものです。

＜参考＞法第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第37条 本会は、法第260条の20第2号に規定する破産手続開始の決定、同条第3号に規定する認可の取消し、同条第4号に規定する総会の決議、又は同条第5号に規定する構成員の不足により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 構成員の不足による解散は、総会員が本会の区域に住所を有する者の5分の1を下回ったときとする。

【解説】本条は、法第260条の20及び第260条の21に基づくものであり、①破産、②認可の取消し、③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、④構成員の欠乏の場合に、当該認可地縁団体は解散（法人としての権利能力の消滅又は地縁団体自体の解散の両方を含む。）することになります。

なお、例以外の解散事由を規約に定めることも可能です。

<参考>

法第 260 条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続きの開始の決定
- (3) 認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと

第 260 条の21 認可地縁団体は、総構成員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の決議を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

【解説】本条は、法第 260 条の31に基づく規定です。解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的に鑑みて適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的を持つ他の公益を目的とする事業を行う法人に、帰属させることが適当であると考えられます。仮に、法人化の当初から解散時の残余財産の具体的処分先を決めることが困難な場合には、例のように、規約において帰属権利者を指定する方法を定めるのが適当です。

なお、法には必要な 決議数の規定はありませんが、残余財産の処分は団体にとって重要な事項であるため、「総会員の4分の3以上」の 決議 を要する旨を規定するのが当です。

<参考>

法第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

- 2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- 3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第8章 雑則

（備付け帳簿及び書類）

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、許可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかねばならない。

（委任）

第40条 この規約に関し必要な事項は、総会の決議を経て、区長が別に定める。

（附則）

この規約は〇〇年〇月〇日から施行する。

【解説】

第40条において、規約施行上の細則を定める者は、区長でも役員会等でもよいと解されますが、必ず委任することについて、総会の 決議 を経る必要があります。（個別事項ごとに委任のための決議を経る必要はありません。）

附則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。

地方自治法

発令 　　：昭和22年4月17日法律第67号

最終改正：令和5年6月16日号外法律第63号

改正内容：令和5年4月28日号外法律第14号[令和5年9月1日]

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

〔規約の変更〕

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表〕

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- ② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行ふ。

〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

〔総会の決議方法〕

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

〔認可地縁団体の解散事由〕

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

〔解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算中の認可地縁団体の能力〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期限経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による

解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔仮代表者の選任等に関する事件の管轄〕

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

〔検査役の選任〕

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- ② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔認可地縁団体の合併〕

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

〔合併の認可〕

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

- ② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- ③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- ④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合に

において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

〔合併の不服申立て〕

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔認可地縁団体設立の事務〕

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

〔消滅団体の権利事務の承継〕

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

〔合併の告示〕

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二十第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

〔認可の取消〕

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の

三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

〔認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例〕

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。

三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。

四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記を

することについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔過料〕

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

○富津市認可地縁団体印鑑条例

平成6年6月21日条例第20号

改正

平成9年3月27日条例第4号

平成20年9月18日条例第20号

富津市認可地縁団体印鑑条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定め、もって地縁による団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者が選任されているときにあっては、当該各号に定める者とする。

- (1) 裁判所の選任する職務代行者
- (2) 法第260条の9の規定による仮代表者
- (3) 法第260条の10の規定による特別代理人
- (4) 法第260条の24又は第260条の25の規定による清算人

(登録の申請)

第3条 前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者（以下「代表者等」という。）であって、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものは、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、書面で自ら市長に対して申請しなければならない。

2 前項の場合において、登録を申請する書面には、富津市印鑑条例（昭和47年富津市条例第7号）に基づき登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）を押印しなければならない。

(登録)

第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る申請書に記載されている事項等について、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第

2項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票により登録するものとする。

（登録印鑑）

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、1 認可地縁団体について1 個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次のいずれかに該当するときは、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- （1） ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- （2） 印影の大きさが1 辺の長さ8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は1 辺の長さ30 ミリメートルの正方形に収まらないもの
- （3） 印影を鮮明に表しにくいもの
- （4） その他市長が登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの

（登録事項）

第6条 市長は、第4条に規定する認可地縁団体印鑑登録原票に、次に掲げる事項を登録するものとする。

- （1） 印影
- （2） 登録番号
- （3） 登録年月日
- （4） 認可地縁団体の名称
- （5） 認可地縁団体の事務所の所在地
- （6） 認可地縁団体の認可年月日
- （7） 代表者等の第2条に規定する登録資格の区分
- （8） 代表者等の氏名
- （9） 代表者等の生年月日
- （10） 代表者等の住所
- （11） その他市長が必要と認める事項

（認可地縁団体印鑑登録証明書の交付）

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合には、当該認可地縁団体印鑑を押印した申請書により、自ら市長に対して申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び認可地縁団体台帳の記載事項との照合その他の審査を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

（認可地縁団体印鑑登録証明書）

第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (3) 代表者等の第2条に規定する区分
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 市長は、前項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により認可地縁団体印鑑登録原票を複写するものとする。

3 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

（登録事項の修正）

第9条 市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく届出により認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更が生じたときは、第11条第1項及び第2項の規定により登録を抹消する場合を除き、職権によりこれを修正するものとする。

（登録の廃止の申請）

第10条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合には、当該認可地縁団体印鑑を押印した書面により、自ら市長に対して申請しなければならない。

2 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、当該認可地縁団体印鑑を忘失した場合には、前項の規定にかかわらず、代表者等の個人印鑑を押印した書面により、直ちに自ら市長に対して当該認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

（登録の抹消）

第11条 市長は、前条の申請があったときは、当該書面に記載されている事項等について審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

2 市長は、前項に掲げる場合のほか、次のいずれかに掲げる事由があるときは、職権により認可

地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の登録資格に変更が生じたことを知ったとき。
- (2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき。
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により、認可地縁団体印鑑として不適当と市長が認めることとなったとき。
- (4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。

3 市長は、前項第3号又は第4号により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、直ちにその旨を当該認可地縁団体印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。

(代理人による申請)

第12条 地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。

2 前項の場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするもの」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものの代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項及び第10条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

(閲覧の禁止)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第14条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(富津市行政手続条例の適用除外)

第15条 この条例の規定に基づく認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する処分については、富津市行政手続条例（平成9年富津市条例第3号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第4号）

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第20号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

改正

令和4年3月1日規則第8号

富津市認可地縁団体印鑑条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富津市認可地縁団体印鑑登録条例(平成6年富津市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

(認可地縁団体印鑑登録原票の保管)

第2条 市長は、認可地縁団体印鑑登録原票を五十音順に整理し、保管するものとする。

(申請書等の様式)

第3条 印鑑の登録及び証明に関する申請書の様式は、次の各号に掲げる申請書等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可地縁団体印鑑登録申請書(条例第3条)別記第1号様式
- (2) 認可地縁団体印鑑登録原票(条例第4条)別記第2号様式
- (3) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(条例第7条)別記第3号様式
- (4) 認可地縁団体印鑑登録証明書(条例第8条)別記第4号様式
- (5) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(条例第10条)別記第5号様式
- (6) 認可地縁団体印鑑登録抹消通知書(条例第11条)別記第6号様式

(書類の保存期間)

第4条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類は、申請、届出、提出若しくは返還のあった日又は削除した日の属する年の翌年から5年間保存するものとする。

附 則

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月1日規則第8号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

